

## キュービクル式蓄電池設備の条例適合チェック表

春日井市火災予防条例第 13 条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備

項目		審査内容	適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。	[ 適 ・ 否 ]	
	板厚	床面以外	1.6mm (屋外用 2.3mm) 以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		床面	1.6mm (屋外用 2.3mm) 以上である (コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない)。	[ 適 ・ 否 ]
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである (換気口又は換気設備の部分を除く)。	[ 適 ・ 否 ]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。	[ 適 ・ 否 ]	
	隙間	直径 10mm の丸棒の入る穴又は隙間はない (配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む)。	[ 適 ・ 否 ]	
	外部露出設置可能機器	表示灯	カバーの材料は難燃材料以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		配線用遮断器	金属カバーが付いている。	[ 適 ・ 否 ]
		電圧計	ヒューズ等で保護されている。	[ 適 ・ 否 ]
		スイッチ類 (切替スイッチ含む)	難燃材料以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		上記の他、電流計、周波数計、換気口、換気装置及び引出し口以外の露出機器はない。	[ 適 ・ 否 ]	
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の侵入防止措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]	
収納状態		蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10cm 以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]	
		鉛蓄電池を収納するものは、鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されている、又はシール形蓄電池を収納するものである。	[ 適 ・ 否 ]	
		キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とが不燃材料で区画されている。	[ 適 ・ 否 ]	
		充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	
点検機器		蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	
換気装置	次の換気装置が設置されている、又は換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留の恐れがない。		[ 適 ・ 否 ]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面につき蓄電池を収納する部分は 1/3 以下、充電装置等を収納する部分にあつては 2/3 以下である。	[ 適 ・ 否 ]	
	機械式	自然換気口不足の場合、機械式換気設備が設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第 13 条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印